

○個人番号カード等の交付等における本人確認の方法に関する事務取扱要綱

(平成 27 年 12 月 2 日 区長決定)

(令和 2 年 5 月 25 日 一部改正)

(令和 3 年 3 月 25 日 一部改正)

(令和 4 年 3 月 11 日 一部改正)

(令和 5 年 4 月 13 日 一部改正)

(令和 5 年 8 月 28 日 一部改正)

(令和 6 年 12 月 2 日 一部改正)

(目的)

第 1 条 この要綱は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成 26 年内閣府・総務省令第 3 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、個人番号カード等の交付等における本人確認の方法について定めることを目的とする。

(個人番号指定請求書の提出を受ける場合の本人確認資料)

第 2 条 規則第 12 条第 1 項において準用する規則第 1 条第 2 号に規定する個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が適当と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 海技免状
- (2) 電気工事士免状
- (3) 無線従事者免許証
- (4) 動力車操縦者運転免許証
- (5) 運航管理者技能検定合格証明書
- (6) 猟銃・空気銃所持許可証
- (7) 特種電気工事資格者認定証
- (8) 認定電気工事従事者認定証
- (9) 耐空検査員の証
- (10) 航空従事者技能証明書
- (11) 宅地建物取引士証
- (12) 船員手帳
- (13) 戦傷病者手帳
- (14) 教習資格認定証
- (15) 検定合格証
- (16) 一時庇護許可書
- (17) 仮滞在許可書

2 規則第 12 条第 1 項において準用する規則第 2 条第 3 項第 2 号に規定する個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が適当と認める書類は、次に掲げるものとする。ただし、

個人識別事項（規則第1条第2号に規定する個人識別事項をいう。以下同じ。）の記載があるものに限る。

- （1）規則第2条第3項第1号に掲げる書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類
- （2）地方公共団体が交付する敬老手帳
- （3）生活保護受給者証
- （4）申請者本人であることを確認するため、郵便その他区長が適当と認める方法により当該申請者に対して文書で照会したその回答書
- （5）医療受給者証
- （6）各種年金証書、年金手帳又は基礎年金番号通知書
- （7）預金通帳
- （8）社員証
- （9）学生証
- （10）学校名が記載された各種書類
- （11）母子健康手帳（出生届出済証明に記載されている者に限る。）
- （12）保険医療機関の指定を受けている病院又は診療所が発給した診察券

第3条 削除

（個人番号カードの交付における本人確認資料）

第4条 規則第4条第3号ロ及び規則第4条第4号ロに規定される住所地市町村長が適当と認める書類は、次に掲げるものとする。ただし、個人識別事項の記載があるものに限る。

- （1）海技免状
- （2）電気工事士免状
- （3）無線従事者免許証
- （4）動力車操縦者運転免許証
- （5）運航管理者技能検定合格証明書
- （6）猟銃・空気銃所持許可証
- （7）特種電気工事資格者認定証
- （8）認定電気工事従事者認定証
- （9）耐空検査員の証
- （10）航空従事者技能証明書
- （11）宅地建物取引士証
- （12）船員手帳
- （13）戦傷病者手帳
- （14）教習資格認定証

- (15) 検定合格証
- (16) 官公署がその職員に対して発行した身分証明書
- (17) 個人番号カード（写真の表示の有無を問わず）、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード（写真の表示の有無を問わず）、特別永住者証明書（写真の表示の有無を問わず）、一時庇護許可書又は仮滞在許可書の書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類
- (18) 地方公共団体が交付する敬老手帳
- (19) 生活保護受給者証
- (20) 介護保険の被保険者証
- (21) 医療受給者証
- (22) 各種年金証書、年金手帳、基礎年金番号通知書、年金額改定通知書又は年金振込通知書
- (23) 児童扶養手当証書
- (24) 特別児童扶養手当受給証明書
- (25) 預金通帳
- (26) 社員証
- (27) 学生証
- (28) 学校名が記載された各種書類
- (29) 母子健康手帳（出生届出済証明に記載されている者に限る。）
- (30) 保険医療機関の指定を受けている病院又は診療所が発給した診察券
- (31) 病院長又は施設長が交付申請者の顔写真を証明した書類（交付申請者が長期間入院している者又は介護施設等に入所している者である場合に限る。）
- (32) 法定代理人が交付申請者の顔写真を証明した書類（交付申請者が未成年者又は成年被後見人である場合に限る。）
- (33) 居宅介護支援を行う介護支援専門員及び当該介護支援専門員が所属する指定居宅介護支援事業者の長が交付申請者の顔写真を証明した書類（交付申請者が在宅で保健医療サービス又は福祉サービスの提供を受けている者である場合に限る。）
- (34) 公的な支援機関の職員及び当該支援機関の長が交付申請者の顔写真を証明した書類（交付申請者が社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、長期にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態であるなど客観的状况に照らして出頭が困難であると認められる者である場合に限る。）
- (35) 障害福祉サービス受給者証
- (36) 出生証明書
- (37) 出生届出済証明書
- (38) 資格確認書

(代理人から提示を受ける交付申請者に係る本人確認資料)

第5条 規則第16条第1項第2号に規定される住所地市町村長が適当と認める書類は、第4条に規定する書類で交付申請者の個人識別事項が記載され及び交付申請者の写真が表示されたものに限る。

2 規則第16条第2項第2号に規定される住所地市町村長が適当と認める書類は、第4条に規定する書類で交付申請者の個人識別事項の記載があるものに限る。

3 規則第16条第3項第2号に規定される住所地市町村長が適当と認める書類は、第4条に規定する書類で交付申請者の個人識別事項の記載があるものに限る。

付則

この要綱は平成28年1月1日から施行する。

付則

この要綱は区長決定の日から施行する。

付則

この要綱は区長決定の日から施行する。

付則

この要綱は令和4年4月1日から施行する。

ただし、第4条第33号の改正については、令和4年3月1日から適用する。

付則

この要綱は令和5年5月1日から施行する。

付則

この要綱は令和5年9月1日から施行する。

付則

1 この要綱は令和6年12月2日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に健康保険の被保険者証が交付されている者に対する本人確認については、当該被保険者証の有効期間（当該有効期間が令和7年12月2日以後の日に到来する場合は、令和7年12月1日）が到来するまでの間は、なお従前の例による。